

総合エネルギー調査会総合部会へのコメント (進め方および論点について)

飯田 哲也(いいだ てつなり)
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代

表

〒104-0016
東京都新宿区四谷一丁目21戸田ビル4F
電話 03-5366-1186, FAX 03-3358-5359
電子メール: tetsu-i@jca.apc.org

過日開催された総合部会第3回における茅部会長のご指示に従いまして、総合部会の今後の運営および論点につきまして、コメントを拝送申し上げます。次回会合の直前となってしまう、まことに申し訳なく思っておりますが、ご検討・ご配布いただければ幸甚に存じます。

●総合部会の今後の運営について

これまでに開催された3回の会合、およびすでに事務局より手許に送られて参りました「今後のエネルギー政策の検討のための論点整理(案)」(以下、「論点案」)を拝見する限り、個別の政策課題や論点の前に、総合部会のこれまで、および今後の運営について、コメントせざるをえないように思われます。可能な限り、事務局の運営に沿って、建設的に協力申し上げたいと考えており、こうした「そもそも論」は差し控えておりましたが、現状を見る限り、今回、懸念を表明しなければ大きな禍根を残すと思われましたので、ご了解ください。

1. 前回の「長期エネルギー需給見通し」に対する検証が行われていないこと

3月10に行われた深谷前通産大臣の記者会見をあらためて引くまでもなく、1998年6月に策定した前回の「長期エネルギー需給見通し」を、わずか2年で見直さざるを得なかったことが今回の総合部会設置につながったと認識しています。それにも関わらず、そのことに関する検証が、未だに何ら行われていません。

「見通し」の見直しの要因としては、大臣記者会見でも述べられているとおり、景気の低迷、臨界事故など原子力事故・不祥事の続発、アラ石問題等々、さまざまな想定外の社会的変化があったわけですが、エネルギー政策とはそうした予測できない不確実な未来にも一定程度対応できるようなものでなければならぬと考えますし、それ以前に前回の「見通し」は成立以前に、様々な問題が内包されていたように思います。

したがって、ここでいう「検証」としては、大きく2つの視点が必要かと思えます。

まずはじめに、前回の「長期エネルギー需給見通し」の何が問題であり、どのような点に重点を置いて見直すべきかという現状認識を、部会委員が議論を尽くすべきであり、これまでに行われた有識者のヒアリングは、そうした視点から行われるべきであったと思います。

「見通し」の見直しの要因として重要な視点の一つは、「検証」の体制や運営が適切であったかという構造的な問題があるかと思われます。そのうち、そもそも「見通し」という計画的な性格や呼称が適切であったかという点だけは今後の「論点案」にふくまれております。しかしながら、とりわけ批判的な視点を含む、社会全般の多様な意見が反映される構造になっていなかったことが、ある意味、現実や社会から乖離した「見通し」になってしまったのではないかとも思われます。この検討体制の在り方について、もう少し議論や検証を重ねないまま、新たなワーキンググループが設置されたり、個別の論点に議論が移行すると、前回と同じような問題を抱えたまま、大きな社会的乖離に終わってしまう懸念があります。

その上で、前回の「見通し」の中身そのものの検証が行われるべきであり、これは今後、時間をかけて行われることとなっておりますので、個別論点のところで述べます。

2. これまでの総合部会の運営について

過去3回の総合部会では、事務局から提案されるままに、「有識者」のご意見を拝聴し、簡単な質疑応答が行われただけであり、第1回に各委員が手短かに論点を提示したことをのぞけば、議論らしい議論がまったく行われておりません。

「拙速を避ける」ためには、上記に述べた点を含めて、検証と議論をさらに重ねる必要があると思われます。

3. 今後の総合部会の運営について

(1)委員の役割について

これまでは、事務局のシナリオに完全に従って、部会委員はコメントを述べる程度の役割にとどまっておりますが、最終の報告には「委員名簿」が掲載されて、文章としても内容としても責任をとらざるを得ない部会委員という立場から考えると、もう少し主導権を持った役割を務めるべきであり、またその責任があると考えます。

具体的には、招へいすべき有識者の人選、検討スケジュール、検討体制等々が、もっと議論されるべきであり、とくに最終の部会報告案は、委員自らが執筆すべきであると考えます。

(2)独立した研究の必要性

こうした審議会に毎回提出される資料は、事務局である資源エネルギー庁が毎回苦労されて作成していることは了解していますが、どうしても透明性や独立性に劣ってしまいます。とくに、過去の「見通し」に対する批判的な検証は、事務局自ら行うことは、実質的に不可能ですし、すべてのことを限られた部会場で議論することも不可能です。

従いまして、過去の「見通し」に対する批判的な検証を含めて、エネルギー政策の議論において重要な論点については、組織と固有名詞を明示して責任の所在を明らかにした「独立の研究報告」が必要であり、それを前提に部会やワーキングの議論を進めることが極めて重要であると考えます。

(3)今後の運営体制について～総合的なエネルギー政策に向けて

すでに手許に届いている「論点案」に依れば、今後、2つのワーキングが発足するとともに、各論点を原子力部会、省エネ部会、新エネ部会等に分けて、議論されるように見受けられます。しかし、すでに述べたとおり、これまでに十分な議論も検証も行われていない中で、個別論点に分かれて議論を進めると、結局、省エネルギーや自然エネルギー（新エネルギー）に軸足を置いたエネルギー政策や原子力政策の抜本的な見直しは困難であるように思われます。

従いまして、総合部会場で、批判的な検証を含めた十分な議論の上で、大きな方向性を提示するとともに、適切な検討体制・検討プロセスを審議した上で、個別論点の場に移管しなければ、総合部会の機能が果たせないのではないかと懸念します。

(4)ワーキングの委員人選について

今後、総合部会のもとに設置される2つのワーキングについて、まだ委員の人選が公表されておませんが、一部の報道にありますように、電力会社やNGO委員を排除するとの情報も流れております。「論点案」から拝察する限り、そこが実質的な議論の場になると思われますので、そこからかりに報道のとおり、NGO委員が排除されるとすれば強い異論があります。

前回の「見通し」の検討体制に対する批判的な検証に立てば、NGO委員のような批判的視点に欠けていたことが大きな要因として否定できないと思われることが第1の理由です。

第2に、こうした政策論議において、近年注目されている「ステークホルダー」という考え方です。つまり、電力会社やNGOのような一定の社会的背景を持ち、特定のスタンスを明らかにしているステークホルダー（政策的な当事者）が、公共の場で公論を行うことで、初めて社会的に論点が明確に浮かび上がり、その論点に関するぎりぎりの「政治的妥協」を行うことで、初めて社会的合意が得られるといったプロセスです。そうした流れから考えると、電力会社やNGOのような「政策的な当事者」不在の場は、国民の目から見て、極めて分かりにくいものとなると思われます。

最後に、この4月に「脱原発派も交えて議論する」として、鳴り物入りで設置した総合部会ですが、すでに指摘したとおり、過去3回の中では、議論らしい議論の場はありませんでした。このまま、実質的な議論の場を別に設けて、そこから「脱原発派」やNGOを排除するとすれば、この総合部会そのものも通産省によるポーズにすぎないと、社会的には受け止められ、結局、総合部会や通産省の社会的な信用力を低下させるだけかと思えます。

(5)原子力政策の見直しについて

原子力政策については、後述するとおり、数多くの「論点」がありますが、これがそのまま今の原子力部会委員だけで審議されるとすれば、何ら、「見直し」につながらないことは、明らかであろうと思われます。

したがって、第1に総合部会から批判的な視点を含む基本的な見直しの方向性を提示することと、原子力部会の委員構成そのものを見直し、もしくは批判的な委員を交えた特別のワーキングを形成するなどの対応を行わなければ、前回の「見直し」と同じ轍を踏む懸念が大きいと思われます。

(6)「需給見直し」の方法論と実施機関について

そもそも「見直し」という計画的な性格や呼称でよいかという議論もあるわけですが、何らかのシナリオ評価を行う場合に、どの機関がどのような方法論に沿って、どのような前提のもとに行うかは、大きな論点かと思います。これは、とりわけ、前回の「見直し」の批判的な検証をふまえて、抜本的な見直しが求められていると考えます。

(7)最終報告のとりまとめについて

- ・委員による執筆を行うか、もしくは草案に対して十分な検討時間を与えていただきたい。
- ・各委員による「Reservation」（最終報告に反映されなかった個別委員意見）も、委員の求めに応じて最終報告に掲載していただきたい

●個別論点について

1．日本社会として、目指すべきエネルギー社会像と原則を総合部会で議論し、確認すること

【目指すべきエネルギー社会像～飯田私案】

- ・長期的には再生可能エネルギーを再生可能なペースで利用する持続可能な社会をゴールとする（再生可能エネルギーへのシフトと大胆なエネルギー効率化・省電力に対する政策重心）
- ・再生可能エネルギーを軸とする地域自立の分権型エネルギー社会の創出
- ・その第1歩として、京都会議の目標の達成をソフトで民主的な手段で達成する

【採るべき原則】

- ・汚染者負担原則（PPP）／予防原則（PP）を優先する
→環境負荷に応じた費用負担／資金移転
- ・需要家による公平・透明・公正な負担→電源開発促進税の組み替え

2．「熱政策」の形成について

(1)民生、とくに家庭部門での「熱利用」に注目した統合的な「熱政策」を形成する必要がある

- ・現在、住宅および民生の暖房分野は、まったくルールがないまま、野放しになっている。

(2)電力の熱利用を大幅に削減していくアプローチを検討すること

(3)地域熱供給を住宅部門に優先して拡大していく方策を検討すること

(4)地域熱供給とともに、断熱気密化、パッシブソーラ、太陽熱利用を統合して利用する方策を検討すること

(5)こうしたシステムの中に、バイオマスを利用するコージェネレーションを導入していく方策を検討すること

3．電力分野に対してのコメント

(1) 電力政策、とりわけ電力自由化について大きな論点とすること

(2)電力"自由化"との関連性を議論していただきたい

- ・電力分野における自然エネルギー普及方策では、電力"自由化"との関連の議論は避けられない。
- ・基本的には電力"自由化"と調和する自然エネルギー普及方策であり、同時に自然エネルギー普及と調和する電力"自由化"のあり方を目指すべきである。
- ・電力自由化の中で、省エネルギーやエネルギー効率化、省電力が進む抜本的な政策と方向性を議論すること

(3) 自然エネルギーの優遇策および税財政メカニズムを重点的に検討していただきたい。その中で、電源開発促進税の使途・決定方法の批判的な検証と見直しを行うこと

- ・欧米の制度の適用可能性を評価するというスタンスではなく、また旧来型の補助金だけに頼るような普及政策でもなく、上の原則に従った合理的で市場メカニズムも機能しうる幅広い政策手段を検討す

る（税制優遇も含む）。

- ・このときに、現行の電源開発促進税（とくに電源多様化勘定）については、その使途や決定方法、そしてそもそもその仕組みそのものも含めて、抜本的な再検討を必要とする。

4．原子力政策について

(1) 「原発モラトリアム」を現実的なオプションとして、検証すること

- ・ここでいう「原発モラトリアム」とは、原子力の新增設の凍結、および再処理・プルトニウム増殖炉線の凍結をいいます。
- ・その上に立って、原子力政策に関わる現実的な問題を議論すること(一例)
 - 再処理工場の経済性と現実性について(とくに電力経営上の視点から)
 - 中間貯蔵施設の立地および原子力の立地を巡って、土地の不正取得を含めてさまざまに横行している社会的不正の実態と、その防止策(透明な社会プロセス)について
 - 電力自由化における原子力の措置について（回収不能費用も含む）
 - 今回の泊・島根原発増設にあたって、1000億円を超える地域振興費が支払われるが、その支出をいつ、誰が、どのような権限で決定したのかという情報開示
 - 高レベル廃棄物処分の費用措置の妥当性について(今後の長期的な不確実性に対処するか)
 - 原子力賠償法にもとづく補償額の妥当性について（補償上限の見直し）
 - 高速増殖炉に対する研究開発の妥当性（とくに費用措置）について

など。

以上